

周南市犯罪被害者等支援計画

令和 5（2023）年 3 月

周 南 市

改訂履歴

令和5年3月	策定
令和6年12月	改訂

目 次

第1章 支援計画策定の意義	1
1 支援計画策定の目的	
2 本計画の位置づけ	
3 本計画の期間	
第2章 犯罪被害者等支援について	2～4
1 支援施策の位置づけと分類	
2 支援の目的と体制	
第3章 基本理念と取組の方向性	5～6
1 個人の尊厳を尊重した支援	
2 理解と配慮	
3 継続的な支援	
4 連携による支援	
第4章 重点項目	7～8
1 犯罪被害者等に対する各種情報提供	
2 精神的・身体的・経済的支援	
3 市民等の理解の増進	
第5章 推進施策	9～16
1 推進施策（重点項目1）犯罪被害者等に対する各種情報提供（第8条関係）	
2 推進施策（重点項目2）精神的・身体的・経済的支援（第9条～第14条関係）	
3 推進施策（重点項目3）市民等の理解の増進（第15条、第16条及び第18条関係）	
第6章 支援計画の進行管理	17
資料1 周南市犯罪被害者等支援条例の概要	18～21
資料2 周南市犯罪被害者等支援条例	22～25
資料3 周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱	26～35

第1章 支援計画策定の意義

1 支援計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びその家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困難、誹謗中傷などの二次的被害にも苦しめられることが多く、平穏な生活を取り戻すには多くの人々による社会的支援を必要とします。

そこで、国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成17(2005)年に犯罪被害者等基本法を施行しました。同法第5条では犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としており、山口県では、令和3(2021)年に山口県犯罪被害者等支援条例を施行し、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

こうした状況から、周南市では令和4(2022)年4月1日に「周南市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関して目的、基本理念、市及び市民等の責務や講ずるべき施策等を定めています。そして、このたび策定する「周南市犯罪被害者等支援計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して暮らすことができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、市条例第7条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和10(2029)年3月31日までの5年間とします。又、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて5年毎に見直しを行います。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて見直します。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接な関わりを持つものです。ここでは支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪等による心身への直接的被害だけでなく、再び被害を受けるのではないかと
いう恐怖や不安、長期間にわたって苦しめられている精神的・経済的な更なる被害
など、犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、必要とされる支援も多くの分
野にわたります。

このような状況を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、住居、教育など様々な分野
にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や県、民間被害者支援団体、関係機関等と
も連携しながら、犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活へ復帰できるよう、一人ひ
とりの事情に応じた適切な支援を実施していきます。

(2) 支援施策の分類

周南市の犯罪被害者等支援施策は、大きく3つに分類されます。

①市条例による支援

市条例の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例として
は、見舞金の支給等（市条例第8条から第20条）が挙げられます。

②庁内連携による支援

本市の各課には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被
害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課間で連携協力しながら適用すること
で犯罪被害者等支援策として機能するものです。

具体例としては、児童虐待の相談、配偶者暴力（DV）の相談、性犯罪・性暴力
の相談、生活困窮者自立支援事業による支援、児童手当、児童扶養手当、医療費な
どがあります。

③関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、関係
機関のもつ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援を実施します。

具体例として、警察においては、犯罪被害の届出や相談など。県においては、配
偶者暴力（DV）や性犯罪・性暴力に関する相談、県営住宅の借り上げに関する相
談など。公益社団法人山口被害者支援センターにおいては、犯罪被害者等からの電
話相談や面接相談、病院、警察、検察、裁判所等の付添い支援などがあります。

2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目標は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄
与することであり、重点を置くべきは、各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回

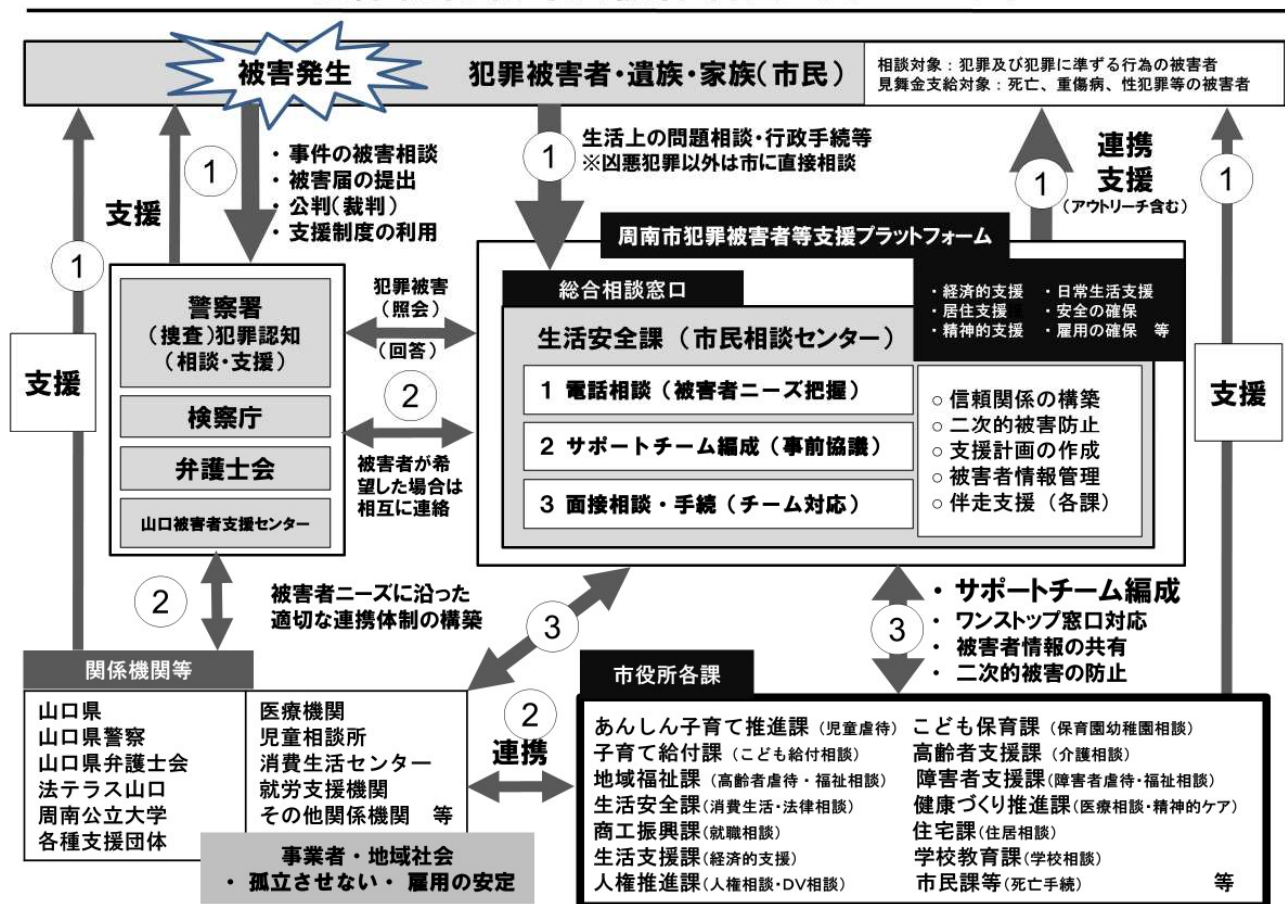
復し、平穏な生活を一日も早く、少しでも多く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や受け止める環境で異なり、時間の経過によっても変化するもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要になることから、市による支援策の提供をはじめ、関係機関との連携による支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心に、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、国、県、警察、及び犯罪被害者等の支援を行う公共的団体（山口被害者支援センター等）と連携し支援を実施します。

【支援体制のイメージ図】

犯罪被害者等支援体制図（イメージ）



※周南市犯罪被害者等支援プラットフォーム

総合相談窓口である生活安全課（市民相談センター）が中心・仲介役となり、相談者である被害者等の相談内容により庁内各課が被害者等の情報を一元化するなど、総合的かつ継続的な支援体制構築の基盤となるものです。

※サポートチームの編成

必要に応じて、関係各課で編成された庁内支援チームにより支援内容を一緒に考え、犯罪被害者等にも相談しやすい環境づくりをしていきます。

※アウトリーチ

犯罪被害者等が相談窓口に来られない場合（例えば性犯罪被害者の方など）、被害者等の希望に合わせ、必要に応じて、あらかじめ電話等で相談内容を把握し自宅へ訪問する旨の承諾を得た後、その内容に応じて関係各課が出向いていきます。

※①②③について

①②③は、犯罪被害が発生した後、犯罪被害者等が相談窓口等に来られてからの支援の流れをイメージしたものです。相談内容によっては順番が変わることもあります。

第3章 基本理念と取組の方向性

周南市は、市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重し、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な生活を取り戻すまでの間、関係機関等と連携し継続的な支援が可能となるよう4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を尊重した支援

現代社会においては、誰もが思いも寄らず犯罪被害を受け、犯罪被害者等になってしまう可能性があります。

犯罪被害者等の尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならないにも関わらず、被害者の実態を理解されず、場合によっては有らぬ誤解を受け、社会から疎外され孤立することが少なくありません。

犯罪被害者等のための支援は、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援等の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 理解と配慮

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等の様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。犯罪被害者等への支援は、まず、このような事情を理解した上で行う必要があります、個々の事情に配慮し、適切な支援活動を行います。

又、支援により二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮されなければなりません。

3 継続的な支援

犯罪被害者等が直面する困りごとは様々であり、時間の経過とともに変化する場合もあるため、それに伴う支援は柔軟に対応することが求められます。

犯罪被害を受けて間もない期間は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復に関わる支援が必要になることもあります。

支援内容や適用される制度、関係課等が変わることもあるため、当該業務に精通し関係課等が継続性をもって、犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう支援を行います。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって必要とする支援は異なり、また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援

を実施するためには関係機関等との連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と情報を共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 重点項目

周南市は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう施策の実施においては、以下の3点を重点項目として設定し、それぞれの充実に向けた取り組みを進めていきます。尚、この3点は、「山口県犯罪被害者等支援推進計画」との整合性を図ることで一層効果的な支援を行うものです。

1 犯罪被害者等に対する各種情報提供

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害、二次的被害及び再被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決していくことは非常に困難であると思われます。このため、必要に応じて相談に応じ、情報を提供し、助言を行うことが必要です。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を市役所に設置することにより、犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。また、心身の状況等に配慮した対応に努めます。

2 精神的・身体的・経済的支援

(1) 犯罪被害者等の被害は、物的なもの、身体的なもの以外にも犯罪等による精神的なショックのほか、被害直後は勿論のこと、障害が残る等の中長期的な心身の不調等、様々なものがあり、時間の経過とともに変化するとされています。そのような精神的、身体的状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

(2) 身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になる人もいます。また、生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた犯罪被害者及びその家族等も深刻な精神的な被害を受けることがあります。こうした犯罪被害者等が、心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようその心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

(3) 犯罪被害者が死亡したり、怪我をしたりして働けなくなった等の場合は、収入が途絶える一方で、犯罪被害者等が突発的な出費など様々な費用により生活が困窮することがありますが、国の給付金制度は手続きに時間を要することから、当座の生活資金に不安が残ります。

そこで、本市は各種経済的支援の情報提供を行うとともに、独自の見舞金を短期間で支給することで経済的負担の緩和に努めます。

(4) 上記(1)と(2)及び(3)は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の状況等によって必要とする支援が異なり、又、多様な方面における支援が求められるため、関係機関等の支援が途切れるこ

となく、それぞれが役割を果たしていくとともに、相互に連携し支援に努めます。

3 市民等の理解の増進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、多くの人の理解が必要となります。周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、平穏な生活を取り戻す支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解を増進するよう努めます。

人材の育成としては、研修等を通じて、条例で定める基本理念や犯罪被害者等支援に関する施策の意義等の理解を深めるように促し、相談に応じた際の情報の提供及び助言等に必要な知識や技能の習得を促します。

学校においては、犯罪被害者等の人権や生命を尊重するための教育活動を実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性及び重要性の理解を深め、犯罪等の当事者になることがないよう教育活動に努めます。

又、大学その他の教育機関と連携して、犯罪被害者等の支援に関する啓発及び人材育成等に努めます。

第5章 推進施策

周南市は、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のために、次のように重点項目ごとに推進施策を設定します。

1 推進施策（重点項目1）

犯罪被害者等に対する各種情報提供（市条例第8条関係）

（1）総合的に行うための窓口の設置

【目指す姿】

市役所に総合的な窓口を設置することで、犯罪被害者等の負担軽減を図り、最小限の労力で多くの情報や支援を受けられるようにします。

推進施策	内容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。又、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	生活安全課

（2）相談及び情報の提供等

【目指す姿】

犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、刑事手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言、一般的な相談も含め、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、国・県などの関係機関の情報を提供します。

推進施策	内容	担当課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金等を支給します。	生活安全課
法的支援制度の案内	無料法律相談や民事法律扶助制度の活用を案内します。	生活安全課
市の支援体制	・周南市犯罪被害者等支援プラットフォーム 総合相談窓口である生活安全課（市民相談センター）が中心・仲介役となり、相談者である被害者等の相談内容により庁内各課が被害者等の情報を一元化するなど、総合的かつ継続的な支援体制構築の基盤となるものです。	生活安全課

	・サポートチームの編成 必要に応じて、関係各課で編成された庁内支援チームにより支援内容を一緒に考え、犯罪被害者等にも相談しやすい環境づくりをしていきます。 ・アウトリーチ 犯罪被害者等が相談窓口に来られない場合（例えば性犯罪被害者の方など）、被害者等の希望に合わせ、必要に応じて、あらかじめ電話等で相談内容を把握し自宅へ訪問する旨の承諾を得た後、その内容に応じて関係各課が出向いていきます。	
女性相談	女性の暮らしに関する様々な相談、山口県男女共同参画相談センターの斡旋等、幅広く対応します。	人権推進課
児童虐待の相談	虐待相談のほか、養護相談、非行に関する相談等に、児童福祉司の資格を有する者等が対応します。	あんしん子育て推進課
高齢者虐待の相談	養護者による高齢者虐待の場合、高齢者虐待防止法により対応します。	地域福祉課
配偶者暴力（DV）の相談	配偶者暴力（DV）に関する相談を受け付け、支援するとともに、必要に応じて専門の相談窓口を紹介します。	人権推進課
性犯罪・性暴力の相談	性犯罪・性暴力専門の相談窓口を紹介します。	人権推進課

2 推進施策（重点項目2）

精神的・身体的・経済的支援（市条例第9条～第14条関係）

（1）経済的支援（市条例9条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給及び助成金の交付を行うとともに、関係機関の経済的支援の紹介を行います。

推進施策	内容	担当課
見舞金・助成金の支給	見舞金・助成金の支給対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに支給手続きを行います。	生活安全課
交通遺児激励金等の支	交通事故により父母等を亡くされた交通遺	生活安全課

給	児（高等学校卒業まで）の方々に対し、激励金等の支給事業の窓口を案内します。	
学費や仕送りが足りない等の学生支援	経済的な理由で修学が困難な方を無利子で貸付又は給付する奨学金で支援します。	教育政策課
保育園・幼稚園の費用についての納付相談	保育園・幼稚園の費用が払えない等の相談に対応します。	こども保育課
水道料金等支払相談	水道料金等が払えない等の相談に対応します。	上下水道局料金課
食の支援	食品ロスとなっている食べ物の有効活用に取り組む支援団体と連携しながら、経済的な理由で食料支援を必要とする方への食料提供などの相談に対応します。	リサイクル推進課
貸付金、支援金、手当等の支援	山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度、山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度（貸付要件有り）を紹介します。	商工振興課
生活困窮者自立支援	周南市社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援事業による支援を紹介します。	地域福祉課
転職、副業相談	ひとり親家庭の場合、収入が減り、家賃やローン、保険・公共料金が払えない等でお困りのときは、周南市自立相談支援センターと連携し、必要に応じてハローワークとも連携し転職、副業相談をします。	子育て給付課
学生支援	ひとり親家庭の場合、高等教育の修学支援新制度、高等学校等修学支援金、高校生等奨学給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付、奨学金、社協貸付を紹介します。	子育て給付課
貸付金、支援金、手当等の支援	・児童手当を支給（高校生年代までの児童を養育している方が対象）します。 ・ひとり親家庭の場合、児童扶養手当（所得制限等要件有）、自立支援給付金事業や母子父子寡婦福祉資金貸付等の案内、又、必要に応じて他施策の紹介をします。 ・義務教育終了までの児童で、両親（養父母のときは養父母）、または父親（養父）か母親（養母）が死亡した児童を養育し、本市に3月以上住所を有している者（所得制限等要件有）に遺児福祉手当を支給します。	子育て給付課

医療費	・乳幼児・こども医療費受給者証の交付申請を案内します（保険診療内の自己負担分を助成。高校生年代まで対象。所得制限無し）。 ・ひとり親家庭医療費受給者証の交付申請を案内します（保険診療内の自己負担分を助成。高校生までの児童を養育するひとり親家庭が対象。住民税所得割額が非課税等の要件有）。	子育て給付課
ひとり親家庭自立支援	ひとり親家庭の場合、生活を続けられない等のときは、自立相談支援センターと連携して支援します。	子育て給付課
生活保護法に基づく生活保護	収入の減少等による生活困窮の相談に対応します。	生活支援課

(2) 日常生活の支援（市条例１０条関係）

【目指す姿】

関係機関等と連携し、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、育児、介護、家事に係る支援その他必要な支援を行います。

推進施策	内容	担当課
・産後ケア事業 ・養育支援訪問 ・産前産後サポーター派遣	子育てに関する相談や支援に対し、産後ケア事業、養育支援訪問事業等を案内します（いずれも要件有）。	あんしん子育て推進課
・子育て短期支援 ・子育て世帯訪問支援事業	一時的に家庭での養育が困難になったり、子育てのサポートに関する相談に対し、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業を案内します（いずれも要件有）。	あんしん子育て推進課
幼稚園・保育所入園、一時預かり、ファミリーサポートセンター	子どもを預けたい、ひとり親となり子育てが大変になった等の相談に対し、幼稚園・保育所入園、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業を案内します。	こども保育課
・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカーによる支援	子どもが不登校になり困っている等の相談に対し、小中学生については市のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援、教育支援センターへの通室を案内します。	学校教育課

(3) 心身の回復に向けた支援（市条例 11 条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

推進施策	内容	担当課
・ こころの相談会 ・ 困りごと相談窓口	不安で気持ちが落ち着かない、精神的につらい、カウンセリングを受けたい等の相談に対し、こころの相談会、困りごと相談窓口を案内します。	健康づくり 推進課
福祉サービス	福祉サービスを受けたい等の相談に対し、家族に要支援者等がいる場合、担当ケアマネジャー等と連携し、適切な支援につなげます。	地域福祉課
心身の回復に向けた支援	ひとり親家庭の場合、職場で働きづらい等の相談に対し、必要に応じてハローワーク就労相談につなげます。	子育て給付課
医療費助成	医療サービスを受けたい等の相談に対し、乳幼児・こども医療費受給者証の交付申請（保険診療内の自己負担分を助成。高校生年代まで対象。所得制限無）、ひとり親家庭医療費受給者証の交付申請（保険診療内の自己負担分を助成。高校生までの児童を養育するひとり親家庭が対象。住民税所得割額が非課税等の要件有）を案内します。	子育て給付課
児童扶養手当	重い障害を負った等の相談に対し、児童扶養手当の申請（所得制限等要件有、※18歳未満の子の監護及び障害の基準に該当した場合）を案内します。	子育て給付課

(4) 安全の確保に向けた支援（市条例 12 条関係）

【目指す姿】

関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行います。

推進施策	内容	担当課
緊急避難	再被害防止として緊急避難したいとの相談に対し、応急対策として、市営住宅の一時的な使用について案内します。	住宅課
高齢者の緊急避難	高齢者から緊急避難したいとの相談に対し、生活支援短期宿泊事業による一時的な受け入れを案内します。	地域福祉課
二次的被害防止	マスコミへの対応、近所の無責任なうわさ話、SNSの攻撃などの相談に対し、人権相談窓口及びSNSの誹謗中傷専門の相談窓口を案内します。	人権推進課
選挙人名簿の閲覧制限	自分の名前、住所等の情報を外部に出さないでほしい等の相談に対し、選挙人名簿の閲覧制限をします。	選挙管理委員会事務局
住所情報の保護	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民票や戸籍附票の写し等の交付制度を利用して被害者の住所を探索することを防止するため、庁内関係所室及び関係他市町村と連携し、被害者の保護を図ります。	市民課

(5) 居住の安定に向けた支援（市条例１３条関係）

【目指す姿】

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次的被害及び再被害を防止するため、必要な支援を行います。

推進施策	内容	担当課
自宅に住めなくなった	自宅に住めなくなったとの相談に対し、他の者より優先的に取り扱う者として、市営住宅への入居について案内します。	住宅課
緊急に転居	緊急避難したいとの相談に対し、応急対策として、市営住宅の一時的な使用について案内します。	住宅課
ひとり親家庭の居住の安定に向けた支援	ひとり親家庭の場合、状況を聴き取り、社協貸付などを案内します。	子育て給付課

(6) 雇用の安定に向けた支援（市条例 14 条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに職場における二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、事業者の理解を深めるための啓発を行うとともにその他の必要な支援を行います。

推進施策	内容	担当課
雇用の安定に向けた支援	働きたいが子どもの世話があるとの相談に対し、幼稚園・保育所入園、一時預かりを案内します。	こども保育課
	仕事を失った、休業している等の相談に対し、ハローワーク等の関係機関を案内します。	商工振興課
	仕事を失った、休業している等の相談に対し、周南市社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援事業による支援を紹介します。	地域福祉課
	ひとり親家庭の場合、仕事を失った、休業している等の相談に対し、ハローワークと連携し、雇用保険手続きや就労相談を案内します。	子育て給付課
	ひとり親家庭の場合、資格を取得しスキルアップしたい等の相談に対し、自立支援教育訓練給付金事業や職業訓練の紹介をします。	子育て給付課
	ひとり親家庭の場合、自立したい等の相談に対し、現状やこれまでの経験の聴き取り、どう自立したいか、目標設定を促しつつ、必要な制度を紹介します。	子育て給付課

3 推進施策（重点項目 3）

市民等の理解の増進（市条例第 15 条、第 16 条及び第 18 条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるため、広報、啓発活動その他必要な施策を行います。

推進施策	内容	担当課
広報活動	市広報誌やホームページ、チラシ、リーフレット等により周知します。 犯罪被害者週間に合わせ、キャンペーン等を行います。	生活安全課
人材育成	研修等を通じて、条例で定める基本理念や犯罪被害者等支援に関する施策の意義等の理解を深めるように促し、相談に応じた際の情報の提供及び助言等に必要な知識や技能の習得を促します。 大学その他の教育機関と連携して、犯罪被害者等の支援に関する啓発及び人材育成等に努めます。	生活安全課
人権学習	本庁、各支所、市民センター、総合支所、図書館等41か所にある「人権啓発コーナー」で「犯罪被害者等と人権」に係る人権学習資料を配布します。	人権推進課
理解の増進	人権セミナーを開催し、犯罪被害者と家族の問題についての理解を深める場を提供します。	人権教育課

第6章 支援計画の進行管理

本計画に基づく支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係課による支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

尚、毎年度の相談状況や実施状況等については、「市民相談事業のまとめ」等の中で公表していきます。

資料

資料 1 周南市犯罪被害者等支援条例の概要

1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法(H 1 7 年施行)等に基づき、関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、市内外で凶悪犯罪が勃発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、高額な医療費の負担や収入の途絶等による経済的な困窮、捜査や裁判の過程における負担、SNSや周囲の人々の配慮に欠ける言動等を受けたことによる精神的被害といった二次的被害や、加害者から再び被害を受ける再被害など、様々な問題に直面している。

そこで、犯罪被害者等が抱える課題を解決し、市民の誰もが安全に安心して暮らすことのできる互いに支え合う地域社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的

犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）に基づき、
犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定める。
市、市民等及び事業者の責務を明らかにする。
犯罪被害者等の支援に関する施策について基本的な事項を定める。



犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図る。



市民等が安全に安心して暮らすことのできる互いに支え合う地域社会の実現

3 基本理念

- (1) 支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられること。尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること。
- (2) 支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行うこと。

当該犯罪被害者等の支援により二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮して推進すること。

- (3) 支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 支援は、市、市民等、事業者、学校及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進すること。

4 責務

対象者	内 容
市	・ 施策を総合的かつ計画的に実施 ・ 総合的な支援体制の整備
市民等※	・ 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性についての理解 ・ 二次的被害及び再被害を受けることがないように十分配慮 ・ 施策に協力
事業者	・ 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性についての理解 ・ 二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮 ・ 従業員に対して必要な支援を実施 ・ 施策に協力

※ 市民等：市内に住所を有し、通勤し、通学し、又は滞在している者

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定める。

6 支援推進体制

- (1) 庁内各課が被害者等情報を一元化するなど、総合的かつ継続的な支援体制を構築する。
- (2) 国、山口県、市民その他の地方公共団体、民間支援団体、医療機関等と連携、協力して支援する体制を整備する。

7 基本的施策

項 目	内 容
相談及び情報の提供等	・犯罪被害者等が直面する問題について相談対応、情報の提供、助言その他必要な支援(法律相談支援等) ・関係機関等との連絡及び調整を行う。 ※総合的相談窓口を設置 ※相談対応は心身の状況等に配慮(自宅訪問等)
経済的支援	・見舞金の支給及び助成金の交付 ・その他支援(経済的支援の情報提供及び助言等)
日常生活の支援	・育児、介護、家事に係る支援(助成金の交付等) ・その他支援(日常生活支援の情報提供及び助言等)
心身の回復に向けた支援	・関係機関等と連携し、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供
安全の確保に向けた支援	・個人情報の適切な取扱いの確保 ・その他支援(助成金の交付、一時保護、情報提供等)
居住の安定に向けた支援	・市営住宅への入居における優先的な選考 ・その他支援(助成金の交付、情報提供及び助言等)
雇用の安定に向けた支援	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、事業者の理解を深めるための啓発活動等その他施策の実施
市民等の理解の増進	・犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるための広報、啓発活動その他施策
人材の育成	・相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他施策の実施
市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援	・その者が住所を有する地方公共団体との連携、協力(被害者情報共有等) ・必要な情報の提供、助言その他支援(窓口紹介等)
学校における教育及び支援	・市が設置する学校に在学する者に対する人権及び生命を尊重するための教育活動を実施 ・市が設置する学校以外の学校の設置者に対する教育活動を行うよう協力を求める。その他情報提供等 ・犯罪被害者等が学校に在学する者であるときは、二次的被害及び再被害が生じることのないよう、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう支援

大学等との連携	・犯罪被害者等の支援に関する啓発、人材育成等について、大学その他の教育機関と連携による実施を目指す。
民間支援団体への支援	・犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対する情報の提供 ・その他支援(広報等)

8 施行期日

令和4年4月1日

9 令和4年度の実施(予定)

- ・犯罪被害者等支援に関する連携体制の確立(4月)
 - ・犯罪被害者等見舞金及び助成金受付の開始(4月)
 - ・犯罪被害者等支援計画の策定(令和4年度中)
 - ・犯罪被害者等支援に関する教育、広報、啓発活動(通年)
- ※ 市広報、HP、チラシ、イベント、研修等による活動

資料 2 周南市犯罪被害者等支援条例

周南市条例第 7 号
令和 4 年 3 月 17 日

周南市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して暮らすことができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の偏見又は無理解、配慮に欠ける言動、^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮して推進されなければならない。

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(4) 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者、学校及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の総合的な支援体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないなど、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることがないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民等は、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第7条 市は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、情報の提供、助言その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等からの相談を受けるときは、当該犯罪被害者等の心身の状況等に配慮した対応に努めるものとする。

(経済的支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、育児、介護、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

（心身の回復に向けた支援）

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（安全の確保に向けた支援）

第12条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定に向けた支援）

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次的被害及び再被害を防止するため、市営住宅（周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における優先的な選考その他必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定に向けた支援）

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに職場における二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

（市民等の理解の増進）

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるため、広報、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

（人材の育成）

第16条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を行うものとする。

（市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第17条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力し、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（学校における教育及び支援）

第18条 市は、市が設置する学校に在学する者に対し、人権及び生命を尊重するための教育活動（以下「教育活動」という。）を実施するものとする。

2 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育活動を行うよう協力を求め

るとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、犯罪被害者等が学校に在学する者であるときは、二次的被害及び再被害が生じることのないよう、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう必要な支援を行うものとする。

（大学等との連携）

第19条 市は、犯罪被害者等の支援に関する啓発、人材育成等について、大学その他の教育機関と連携して、取り組むよう努めるものとする。

（民間支援団体への支援）

第20条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（意見等の反映）

第21条 市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民等からの意見及び要望を反映するよう努めるものとする。

（支援の制限）

第22条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

資料3 周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

令和4年3月24日要綱第31号

改正

令和4年10月21日要綱第117号

令和5年10月2日要綱第88号

周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市犯罪被害者等支援条例（令和4年周南市条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給及び助成金の交付に関し周南市補助金等交付規則（平成15年4月周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものに限る。）による被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 次に掲げるものをいう。
 - ア 療養に1月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院することを要すると医師に診断された負傷又は疾病
 - イ 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3月以上、かつ、通算3日以上労務に服することができない程度と医師に診断されたもの（アに掲げるものを除く。）
- (6) 性犯罪 刑法第177条、第179条第2項及び第241条の罪（未遂罪を除く。）をいう。
- (7) 放火 刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する犯罪をいう。
- (8) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であって、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31

- 号) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (9) 遺族 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族をいう。
- (10) 家族 犯罪被害者が犯罪被害（当該犯罪被害が重傷病、性犯罪被害（性犯罪による犯罪被害をいう。以下同じ。）及び放火被害（放火による犯罪被害をいう。以下同じ。）である場合に限る。）を受けた時においてその者と同居していた者で次のいずれかに該当するもの（遺族を除く。）をいう。
- ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

（遺族の範囲）

第3条 見舞金の支給又は助成金の交付を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 見舞金の支給又は助成金の交付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1順位遺族（前項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を見舞金又は助成金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、市長が当該代表者に対してした見舞金の支給又は助成金の交付は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

- 5 前項に規定する協議が整わない場合は、当該各遺族が見舞金又は助成金の額を当該人数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ申請し、及び受領することができる。

（見舞金の種類等）

第4条 見舞金の種類、額及び対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 重傷病見舞金、精神療養見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金から既に支給した当該見舞金の額を控除した額を支給する。

- 3 複数の見舞金の対象となる場合は、見舞金の額が一番高い区分の見舞金を支給し、重複して支給しない。

（助成金の種類等）

第5条 助成金の種類、内容、額、対象者等は、別表第2に定めるとおりとする。

（支給又は交付の申請）

第6条 第4条第1項に規定する見舞金の支給又は前条に規定する助成金の交付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）は、周南市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）又は周南市犯罪被害者等助成金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に犯罪被害に関する申立書（別記様式第3号）を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書は、見舞金にあつては別表第1に掲げる書類を、助成金にあつては次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

（1） 領収証、契約書その他の支払費用を証する書類

（2） 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し又は本市に居所を有していることを証する書類

（3） 申請者が放火被害により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合であるときは、り災証明書

（4） 申請者が当該刑事裁判に被害者参加人として参加する場合であるときは、裁判所からの許可書類

（5） その他市長が必要と認める書類

- 3 重傷病見舞金、精神療養見舞金又は性犯罪被害見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷、疾病等により申請が困難と認められる場合は、その家族が代理として申請し、支給を受けることができる。この場合において、当該家族は、家族であることを証し、又は確認できる書類を添えて申請しなければならない。

- 4 申請者が未成年者の場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

- 5 見舞金及び助成金の申請は、1事件につき、それぞれ1回限り行うことができる。

（支給又は交付の制限）

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金の支給又は助成金の交付を行わない。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の公的な機関の同様の制度により当該見舞金又は助成金と同種の支給等を受けているとき。
- (2) 当該被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があったとき。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、犯罪被害者がこの要綱に規定する見舞金の支給又は助成金の交付を受ける者であって18歳未満の場合又は18歳未満であった者が第1順位遺族となる場合については、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為を行ったとき、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員(周南市暴力団排除条例(平成23年周南市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団(周南市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等である市民が当該犯罪等の行為を容認していたことや犯罪被害者等と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金の支給又は助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給又は交付申請の期限)

第8条 第6条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日から2年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体的自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により犯罪被害を受けた日から2年を経過する前に当該申請を行うことができなかったときは、この限りでない。

(支給又は交付の決定等)

第9条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給又は助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給又は助成金の交付を決定したときは、周南市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(別記様式第4号)又は周南市犯罪被害者等助成金交付決定通知書(別記様式第5号)により、却下したときは周南市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(別記様式第6号)又は周南市犯罪被害者等助成金交付申請却下通知書(別記様式第7号)により申請者に通知の上、見舞金の支給又は助成金の交付を決定した者に対し、速やかに見舞金を支給又は助成金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の際に必要なときは、申請者その他関係人に対して、必要な事項を報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(届出)

第10条 申請者は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第7条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。

(2) 加害者又はその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたとき。

(支給又は交付の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号いずれかに該当した場合は、支給又は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。

(2) 申請者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給又は助成金の交付を受けたとき。

(3) 申請者が前条の規定による届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により支給又は交付の決定の取消しを行った場合は、周南市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第8号）又は周南市犯罪被害者等助成金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金又は助成金の返還)

第12条 前条の規定により支給又は交付の決定を取り消した場合において、既に見舞金が生ずる支給又は助成金が交付されているときは、市長は、当該見舞金又は助成金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日要綱第117号）

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則（令和5年10月2日要綱第88号）

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別表第1 周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

別表第1（第4条、第6条関係）

見舞金の種類	見舞金の額 (1事件につき)	対象者	添付書類
遺族見舞金	30万円	次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の第1順位遺族であって、当該犯罪行為が発生した時に市民であったもの (2) 進学のため市外に居住していた犯罪被害者の父母である市民 (3) 遠隔地での勤務のために市外に居住していた犯罪被害者の配偶者及び子である市民	(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他犯罪行為により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し又は本市に居所を有していることを証する書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (4) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者が遠隔地での勤務又は進学のため市外に居住していたときは、これを証する書類 (6) 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (7) その他市長が必要と認める書類

重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により第2条第5号アに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの	(1) 犯罪被害の発生日、状態、療養日数等を証する医師又は歯科医師の診断書その他の書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し又は本市に居所を有していることを証する書類 (3) 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (4) その他市長が必要と認める書類
精神療養見舞金	5万円	犯罪行為により第2条第5号イに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの	
性犯罪被害見舞金	10万円	性犯罪のうち、刑法第177条、第178条第2項、第179条第2項又は第241条に規定する行為（未遂を除く。）による被害を受けた犯罪被害者であって、当該性犯罪被害を受けた時に市民であったもの	

別表第2 周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

別表第2（第5条関係）

助成金の種類	助成の内容	助成金の額等 （1事件につき）	対象者
生活サポート費の助成	日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者等が次に掲げるサービスを利用する場合の費用の助成 （1） 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 （2） 外出援助 通院等の付添い及び外出時の見守り （3） 育児及び介護援助 保育、保育園、幼稚園等の送迎、介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる育児及び介護援助	上限 3,000円/時間 （上限30時間）	次の各号のいずれかに該当する者 （1） 犯罪被害者と同居していた遺族である市民（当該犯罪被害が生じた時及び当該助成金の申請時に市民であるものに限る。以下この表において同じ。） （2） 犯罪被害者（重傷病又は性犯罪被害に限る。）である市民 （3） 犯罪被害者（重傷病又は性犯罪被害に限る。）である市民の家族である市民
一時配食費の助成	犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、一時配食サービス（配食サービスを業とする事業者により実施されるものに限る。）を利用する場合の費用の助成	上限1人 1回 1,000円/日 （犯罪被害を受けた日から30日以内。昼食又は夕食のいずれかとする。）	同上

一時保育費の助成	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用の助成	上限 2,000円/日 (上限10日)	(1) 生活サポート費の助成対象者に同じ (2) 当該犯罪被害者の就学前の子を監護する者
一時居住費の助成	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、一時居住のため施設等を利用する場合における次に掲げる費用の助成 (1) ホテル又は旅館の宿泊料（サービス料を含み、飲食費を除く。） (2) 建物賃貸借に係る賃料（光熱水費、管理費、退去時の清掃に要する経費、備品等のレンタルに要する経費等を含むものとし、敷金、礼金、保証金等を除く。）	上限20万円 （宿泊の場合 1人1夜につき上限1万円）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害者と同居していた遺族である市民 (2) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪又は放火被害に限る。）である市民 (3) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪又は放火被害に限る。）である市民の家族である市民
法律相談費の助成	犯罪被害を受けたことにより法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談をする場合の費用の助成	上限1万5,000円/回 (上限3回)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 遺族である市民 (2) 犯罪被害者（重傷病又は性犯罪被害に限る。）である市民

弁護士費用の助成	犯罪被害を受けたことにより、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用であって、次に掲げる要件を満たしているものの助成 (1) 対象者が、当該裁判に関し日本司法支援センターの支援を受けていないこと。 (2) 対象者が、当該裁判に被害者参加人として参加することについて弁護士と委託契約を締結していること。	(1) 裁判員裁判 上限20万円 (2) (1)以外の裁判 上限10万円	同上
-----------------	---	--	-----------